

令和7年度危険物取扱者法定講習（オンライン講習）のご案内

愛媛県危険物安全協会連合会

- 1 令和7年度のオンラインによる危険物取扱者法定講習（以下「オンライン講習」といいます。）を次のとおり実施します。

* 注意事項

- オンライン講習を受講するためには、使用するパソコンやタブレット端末等が推奨環境を満たし、動画を再生できることが必要です。
申請受付したのちに受講申請書及び受講手数料をお返しすることはできませんので、必ず事前にネットラーニングの推奨環境をご確認のうえお申し込みください。
【推奨環境ご案内ページ】 <https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>
- 申請受付後に、申請の取下げや対面による講習への変更はできません。
- オンライン講習では、受講申請したのち、改めてオンライン上から受講者の登録と受講コースの申込みが必要です。



2 受講対象者

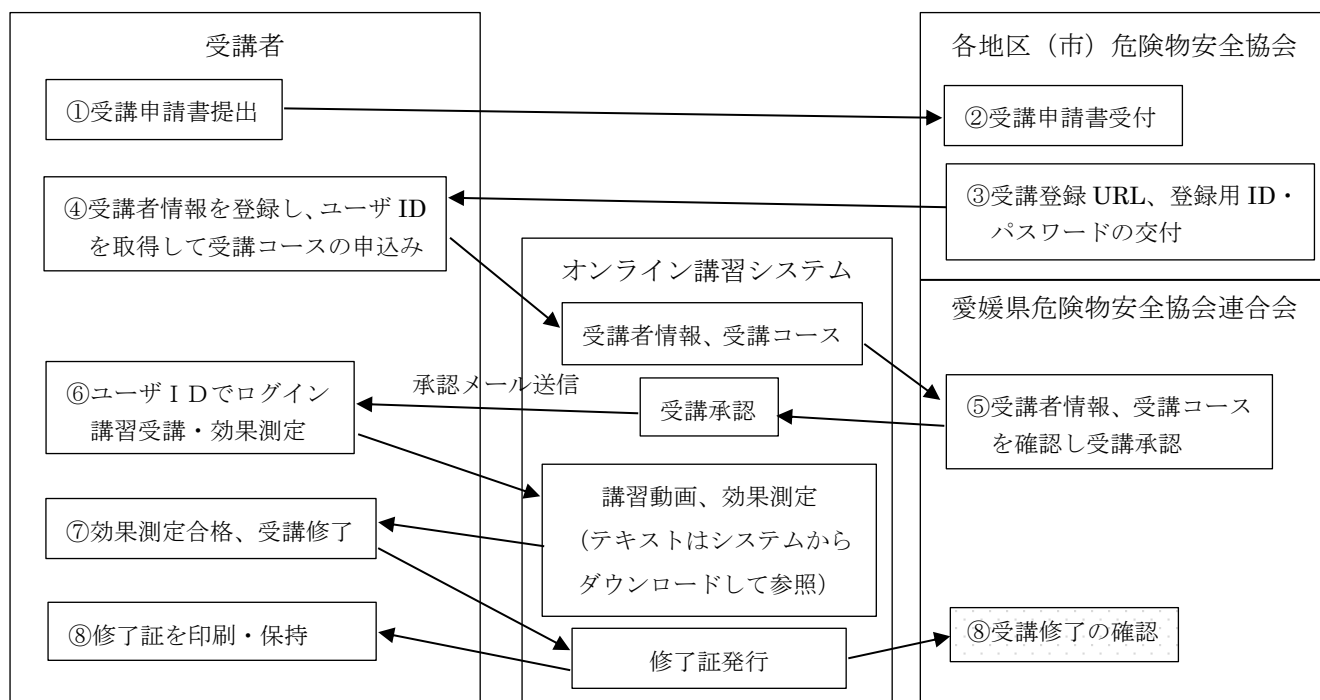
消防法第13条の2の規定による危険物取扱者免状（以下「免状」といいます。）の交付を受けて危険物取扱作業に従事している方であって、**居住地又は従事している危険物施設の所在地が愛媛県内の方**を対象とします。

3 講習科目及び時間数（*いずれも効果測定的时间を含む。）

- （1）危険物関係法令に関する事項 1時間 （2）危険物の火災予防に関する事項 2時間

4 オンライン講習の実施概要

受講申請書による申請をしたのち、オンライン上で改めて受講コースの申込みを行い、受講期間（1か月間）内にパソコン等で動画を視聴して効果測定で一定以上の正答率に達すると受講修了となり、「修了証」が発行されます。テキストは、PDFデータで提供されますので、講習システムから受講端末等へダウンロードして、保存・参照が可能（印刷・コピー等は不可）です。



5 受講手続

(1) 受講申請書

受講申請書は対面講習と共通で、県内の各地区（市）危険物安全協会、松山市消防局、各消防本部、各地方局防災対策室及び各支局総務県民室に備えてあります。また、愛媛県危険物安全協会連合会のホームページ（<http://www.ehimekenkiren.org/>）からダウンロードもできます。**A 4 画面印刷してください。※ 令和 6 年度までの受講申請書では申請できません。**

(2) 受講申請書の所定の欄に**免状の「写」**を貼付してください。

(3) 受講手数料 **愛媛県収入証紙（5,300 円分）**を受講申請書裏面に貼付して納付してください。

(4) 受講申請の受付は、次の各地区（市）危険物安全協会で行いますが、**石油コンビナートの種別**に限り**新居浜、今治、松山の 3 協会でのみ受け付け**ます。また、**八幡浜地区協会は郵送受付のみ**となりますのでご注意ください。

なお、受付の際に、受講登録に必要な URL や登録用 ID をお渡しします。テキストは、**今年度からデジタルテキスト**となり、講習システムからダウンロード及び保存できます。

地区協会名	住 所	電話番号
四国中央市危険物安全協会	〒799-0413 四国中央市中曽根町 500 四国中央市消防本部内	0896-28-6937
新居浜市危険物安全協会	〒792-0025 新居浜市一宮町 1-5-1 新居浜市消防本部内	0897-65-1342
西条市危険物安全協会 (代行：西条市消防本部)	〒793-0028 西条市新田 183-1 西条市消防本部	0897-56-0251
今治地区危険物安全協会	〒794-0034 今治市美須賀町 4-1-3 (株)天宗内	0898-32-5014
松山地区危険物安全協会	〒790-0811 松山市本町 7 丁目 2 愛媛県本町ビル 2F	089-924-6618
大洲地区危険物安全協会	〒795-0052 大洲市若宮 958-12 愛媛たいき農協 サンライズ 56 内	0893-24-4168
八幡浜地区危険物安全協会	〒796-0495 西宇和郡伊方町九町コチワキ 3 番耕地 40-3 四国電力(株)伊方発電所 総務広報部 総務課内	0894-39-1726
西予市危険物安全協会	〒797-0016 西予市宇和町神領 515 西予市消防本部内	0894-62-4558
宇和島地区危険物安全協会	〒798-0060 宇和島市丸之内 5-1-18 宇和島地区広域事務組合消防本部内	0895-22-7501

(5) **受講申請書を郵送する場合は、返信用封筒（住所、氏名を記入し所要の切手（定形郵便物の場合、申請書 7 枚までは 110 円）を貼ったもの）**を同封してください。

(6) 申請受付期間

令和 7 年 8 月 18 日（月）から令和 7 年 9 月 26 日（金）まで（郵送は消印有効）とします。

(7) オンライン上での受講者情報の登録と受講コースの申込み

オンライン講習では、受講申請書による申請に加えて、受講者がオンライン上で受講者情報の登録を行い、受講コースの申込みを行うことが必要です。愛媛県危険物安全協会連合会のホームページにある**受講者マニュアルに従って登録、申込み**をお願いします。

なお、**申込期限は令和 7 年 10 月 31 日（金）までとし、期限までに申込み入力がない場合は受講キャンセルの扱い**とさせていただきます。

(8) 受講開始及び受講修了

入力された受講者情報及び受講コースの確認ができましたら、「受講承認」のメールが届きますので、受講を開始してください。

受講期間は、「受講承認」メールが届いた日から 1 か月間です。受講期間中はいつでもご都合の良い日時に講習動画を視聴でき、繰り返し視聴することや途中で中断することも可能です。

すべての講習動画を視聴し、動画中に設けられている効果測定（確認テスト）で一定割合以上の正答率に達すれば受講修了となります。効果測定は合格まで何度でも受けることができます。

(9) 修了証

受講が修了すると修了証の発行が可能になりますので、講習システムからプリントアウトして免状と一緒に保持し、必要に応じて消防機関等に提示するほか、免状の書換え時に修了証を提示してください。免状裏面へ講習受講済の証印を希望される場合は、後日改めて押印を受けられます。なお、令和 7 年 4 月 1 日以降は、修了証に知事印影のないものは無効です。